

令和2年12月9日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会資料

(令和2年12月7日付託分)

環 境 農 政 局

目 次

令和2年度11月補正予算

- I 令和2年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】 1
- II 令和2年度水源環境保全・再生事業会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】 3

議案（条例その他）

- III 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【環境農政局関係】 4
- IV 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【環境農政局関係】 5
- V 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【環境農政局関係】 6
- VI 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例の概要 7

I 令和2年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
県有林事業費	千円 22,770	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	22,770		そ の 他	-
						一般財源	22,770
旧社営林事業費	52,533	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	52,533		そ の 他	52,533
						一般財源	-
林道改良事業費	137,577	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	76,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	137,577		そ の 他	49,038
						一般財源	12,539
治山事業費	42,163	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	11,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	42,163		そ の 他	-
						一般財源	31,163
保安林改良事業費	2,200	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	1,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	2,200		そ の 他	-
						一般財源	1,200
水源林確保事業費	11,840	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	11,840		そ の 他	-
						一般財源	11,840

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
水源林整備事業費	千円 227,364	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
	当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	227,364	そ の 他		—	
				一般財源	227,364		

Ⅱ 令和2年度水源環境保全・再生事業会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(新規設定)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円		千円	
水源林整備事業費	110,296	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	110,296		そ の 他	110,296
						繰越金	-
水源林土壌保全対策事業費	5,588	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	5,588		そ の 他	5,588
						繰越金	-

Ⅲ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

【環境農政局関係】

1 改正の趣旨

市町村への権限移譲に関する地方自治法第252条の17の2の規定に基づく市町村との協議の結果等により、市町村が処理する事務の範囲等について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

大気汚染防止法の一部改正に伴う改正 [1項目]

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の届出を行った発注者等に対し、大気汚染防止法に規定する除去方法により工事を行うことを命ずる事務等を平塚市及び藤沢市に移譲するもの

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 経過措置

大気汚染防止法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の大気汚染防止法（以下「旧法」という。）第18条の15第1項及び第2項に規定する届出並びに旧法第18条の16及び第18条の19に規定する命令に係る事務については、改正前の2の規定の例により、平塚市及び藤沢市が処理するものとする。

IV 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【環境農政局関係】

1 改正の趣旨

神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、新設する手数料を収入証紙により徴収するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

神奈川県手数料条例の一部改正に伴う手数料項目の新設（別表の2 手数料関係）

- (1) 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料
- (2) 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料

3 施行期日

令和3年1月1日

V 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【環境農政局関係】

1 改正の趣旨

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行等に伴い、家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料等を新設するなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 家畜人工授精所開設許可証の書換え交付及び再交付の事務が法制化されたことにより、当該事務に係る手数料を新設する。（別表の4 環境農政局関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行う。（別表の4 環境農政局関係）

3 施行期日及び経過措置

- (1) 施行期日
令和3年1月1日
- (2) 経過措置
2(1)については、この条例の施行の日以後に申請書を受理したの
から適用する。

VI 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正等を踏まえ、県が管理する漁港施設及び公共空地等に係る占用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 占用料を漁港ごとに規定するとともに、占用料の額を改定する。（別表第2及び別表第3関係）
- (2) 電柱の区分を細分化するとともに、電柱を支える支線柱及び支線について、占用料の算定区分から削除する。（別表第2及び別表第3関係）
- (3) 土砂採取料の額を改定する。（別表第3関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行う。（第10条、別表第2及び別表第3関係）

3 施行期日及び経過措置

- (1) 施行期日
令和3年4月1日。ただし、2(3)及び3(2)イについては令和3年1月1日。
- (2) 経過措置
ア 占用の許可に係る期間のうち施行期日前の期間の占用料については、なお従前の額とする。
イ 施行期日前に許可を受けている土砂の採取に係る土砂採取料については、なお従前の額とする。